

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年11月4日～2021年11月10日)

令和3年(2021年)11月12日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>最高裁判所が憲法法院にEU法の規定の合憲性に関する問いを付託 連立与党「連帯ポーランド」議員の「Polexit」に関する発言 妊娠中絶に関する憲法法院の判決に対する抗議活動 欧州人権裁判所(ECHR)の最高裁判所特別監査・公共問題部に関する判決 妊娠中絶に対する罰則の厳格化に関する刑法改正案を巡る動き ポーランド軍高官の昇任人事 ドウダ大統領とバルト諸国大統領との電話会談 ドウダ大統領とゼレンスキ・ウクライナ大統領との電話会談 ドウダ大統領とベラルーシの野党指導者との電話会談 ドウダ大統領のスロバキア訪問 モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談</p>									
<p>治安等</p> <p>国家警察本部長官、独連邦警察本部長官と会談 国家警察本部、オンラインショッピングに関する注意喚起を実施 ベラルーシからの不法移民に関連する動向 独立記念日の行進に関する動向 警察が詐欺について注意喚起</p>									
<p>経済</p> <p>企業家評議会、大統領に税制改革法案の拒否を要請 ポーランド中央銀行による経済予測 EU加盟のポーランド経済への効果 ポーランド大手エンジニアリング会社、中国企業と協力協定締結 韓国とのエネルギーに関する協力覚書を締結 韓国電力会社によるポーランドにおける原子力建設計画 ポーランド、2040年代の石炭火力発電廃止に合意(COP26) トウルフ炭鉱に関する動向 PGEとTauronの洋上風力発電の協力</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 50006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

最高裁判所が憲法法廷にEU法の規定の合憲性に関する問いを付託【4日】

4日、最高裁判所民事部の裁判官3名が、裁判官選出手続における欠陥や全国裁判所評議会(KRS)の構成を理由に裁判官候補者の提示に関するKRS決議の効力や裁判官の地位、裁判及び判決の効力について裁判所が疑義を呈することができるというEU法の規定の合憲性を問うとして、本件を憲法法廷に付託した。

連立与党「連帯ポーランド」議員の「Polexit」に関する発言【4日】

4日、ヤヌシュ・コヴァルスキ下院議員(連立与党「連帯ポーランド」所属)は、当地ポータルサイトOnetのインタビューに対し、現在の予算が期限を迎える2027年にポーランドのEU離脱に関する国民投票が実施されるかもしれないと発言した。これに対し、テルレツキ下院副議長(「法と正義」(PiS)院内総務)は、同発言は私見に過ぎないと述べた。5日、ミュレル政府報道官は、政府がポーランドのEU加盟を問う国民投票を実施する計画は何もないと記者会見の場で訴えた。

妊娠中絶に関する憲法法廷の判決に対する抗議活動【6日】

6日、ポーランド各地で2020年10月22日の妊娠中絶に関する憲法法廷の判決に対し、「Not a single one more」というスローガンを掲げた抗議活動が実施された。トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首やホウォヴニャ「ポーランド2050」代表などがデモに姿を見せた。きっかけとなったのは、プシチナ在住の30歳の妊婦が、妊娠22週目の胎児に異常があったにもかかわらず胎児の死亡が確認されるまで

中絶手術を受けられず、敗血症性ショックで死亡したことである。ニェジェルスキ保健大臣は、死亡した妊婦の件については検察から説明があると述べ、国民保健基金(NFZ)に調査を指示したと付言した。また、同大臣は、どのような状況であれば妊娠中絶を実施できるかを明確に定義した医師向けのガイドラインを発行することを明らかにした。

欧州人権裁判所(ECHR)の最高裁判所特別監査・公共問題部に関する判決【8日】

8日、欧州人権裁判所(ECHR)は、最高裁判所特別監査・公共問題部に関し、独立した公平な裁判所ではないと判示し、ポーランドに全国裁判所評議会(KRS)の独立性の欠如を巡る問題を解決するために可及的速やかに行動を取るよう求めた。ジョブ口法務大臣は、同判決について、奇妙で不条理な判決であると述べた。

妊娠中絶に対する罰則の厳格化に関する刑法改正案を巡る動き【9日】

9日、テルレツキ下院副議長(「法と正義」(PiS)院内総務)は、市民団体「プロ～生きる権利～」財団が議会へ提出した妊娠中絶に対する罰則の厳罰化を定める刑法改正案について、極端であるとして直近の下院における第1読会議で否決すると述べ、投票の自由は保たれ、党議拘束はかけないと付言した。10月28日、同改正案が下院第1読へ回されており、同法案は、意図的な中絶の場合は5年から25年の自由刑または終身刑、胎児の過失致死の場合は3か月から5年の自由刑を科すことを規定している。同改正案は、議会に提出された9月22日から3か月以内(12月22日まで)に、下院で第1読が実施されなければならないことになっている。

外交・安全保障

ポーランド軍高官の昇任人事【5日】

5日、ドゥダ大統領は、11月11日付の軍高官の昇任を承認した。領域防衛軍司令官ククワ少将は中将へ、第12機械化旅団長ウイトコフスキ大佐、第4訓練航空団司令官シュルサジュ大佐、第16機械化師団副師団長ジウルコフスキ大佐及びワルシャワ基地司令官ドミニコフスキ大佐はそれぞれ准将へ昇任する。

ドゥダ大統領とバルト諸国大統領との電話会談【8日】

8日、ドゥダ大統領は、エストニアのカリス大統領、ラトビアのレヴィッツ大統領、リトアニアのナウセーダ

大統領とそれぞれ電話で会談し、ベラルーシ国境の移民情勢について議論した。ドゥダ大統領は、エストニアとラトビアの両国がポーランドに与えている支援について感謝の意を述べるとともに、ベラルーシ当局の活動に対するワルシャワの連帯を保証した。また、ドゥダ大統領とリトアニア大統領は、ルカシェンコ政権によるハイブリッド戦のエスカレーションについて提起し、両国の相互支援を保証した。

ドゥダ大統領とゼレンスキ・ウクライナ大統領との電話会談【8日】

8日、ドゥダ大統領は、ウクライナのゼレンスキ大統領と電話で会談し、ルカシェンコ政権のハイブリッド

ド戦により状況が著しく悪化しているベラルーシとの国境での危機について議論した。ドゥダ大統領は、ベラルーシ当局が市民を冷笑的に利用していると非難した。また、同大統領は、同地域の他の国に対しても同様の措置がとられる危険性が高まっており、これは欧州全体の安全保障レベルを著しく低下させるものであると指摘した。両首脳は相互支援と連帯を確認した。

ドゥダ大統領とベラルーシの野党指導者との電話会談【8日】

8日、ドゥダ大統領は、ベラルーシ野党指導者チハノフスカヤ氏と電話で会談し、ルカシェンコ政権のハイブリッド戦によって引き起こされたベラルーシとの国境危機について議論した。同大統領は、ポーランドに対するベラルーシの民主的な野党の支援と、ベラルーシ当局による移民の冷笑的な利用やポーランドとベラルーシの国境の状況の真の原因に関する信頼できる情報の提供に対して感謝の意を述べた。

ドゥダ大統領のスロバキア訪問【8日】

8日、ドゥダ大統領はスロバキアを公式訪問し、チャプトヴァー大統領、コラル国会議長、ヘゲル首相と会談を行った。記者会見において、ドゥダ大統領は、我々は、移民問題、ポーランドの国境への圧力、そしてEUとベラルーシに隣接するバルト諸国の国境への圧力など、現時点で最も重要な議題について議論したと強調した。同大統領は、ベラルーシ国境の移民情勢について言及し、「我々は今、EUとシェンゲン圏の国境を守ることができる。我々に必要

なのは、政治的支援とベラルーシ政権の行動を明確に非難するEUからの強い声だけである。EUとシェンゲン圏の国境を守るのは我々の責任であり、この義務を果たしている。ベラルーシ当局が新たな目的地を探して、新たな契約や協定を結び、プロセスを強化しようとしている進行中のプロセスであることから、特に中東からベラルーシに移民を運んでいる航空会社に対して制裁を課すことを求めると述べた。

モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談【10日】

10日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したミシェル欧州理事会議長と会談し、ベラルーシ国境の移民情勢について議論した。同首相は、ポーランドとEUが安全であり続けるためには、共通の解決策を見いださなければならないと述べるとともに、EUの東側国境であるベラルーシの状況に関連して表明された連帯に感謝の意を述べた。会談後、同首相は、これは残忍で、ハイブリッドで、暴力的で、下劣な攻撃あり、このような攻撃に直面した場合、我々の基本的な価値観に基づき、団結して断固たる行動をとることが必要であると述べた。ミシェル議長は、ベラルーシ当局に国際法を遵守するよう求め、EUは移民を政治的に利用しようとするいかなる試みも受け入れないと強調した。会談後、同議長は、ベラルーシに対する制裁措置についてEU加盟国間で協議が続いていることを報告し、EU加盟国が最良の選択をし、最良の手段を見極めるために、我々は加盟国と行動を調整したいと考えていると述べた。

治 安 等

国家警察本部長官、独連邦警察本部長官と会談【4日】

4日、シムチク国家警察本部長官は、ロマンネ独連邦警察本部長官とワルシャワで会談し、ポーランドとベラルーシとの国境における移民問題について、ドイツとの二国間協力の可能性を協議した。シムチク長官は、不法移民に対する現実的かつ潜在的な脅威を認識しており、犯罪情報の交換においてドイツのパートナーとして協力する用意があると述べた。ロマンネ長官は、欧州全体の安全を守るポーランドの行動に謝意を示し、当該国境の状況がドイツとEU全体の安全保障に影響を及ぼしていると述べた。また、両長官は、現在の移民危機のみならず、国境をまたぐ犯罪での長期的な共同作業についても、協力する意思があることを確認した。

国家警察本部、オンラインショッピングに関する注意喚起を実施【4日】

4日、国家警察本部は、HP上でオンラインショッピング時における注意点について注意喚起を行った。

そのうち、買い手として心得るべき点として、クレジットカード番号や暗証番号を電子メールで送付しないこと、未知の人に絶対に送金しないこと、オンラインショッピング時に発行された書類を全て保存することなどを挙げた。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【2日、8～10日】

2日、当地週刊誌 wprost は、8月以降ベラルーシとの国境付近で死亡した移民の人数について、これまでに少なくとも70名ほどおり、200名にのぼる可能性もあるなどと報じた。同報道は、公式なデータによると、これまでに5人が国境付近でなくなっていると指摘した。他方、10月22日付ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、同22日までに9名の遺体が発見されたと報じている。

8日、特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、移民の大集団がポーランドとベラルーシとの国境に向かっており、一斉にポーランドへの入国を試みているとツイートした。報道によると、同集団は数

百名規模で、ポドラスキエ県クジニツァ(Kuznica)近郊のベラルーシ側に留まっているという。同日、同集団は、丸太やはさみなどを用いて国境沿いに設置されている鉄条網などを破壊し、ポーランドへの越境を試みたが、ポーランド治安当局により全て阻止されたという。

8日から9日にかけて、ベラルーシからの不法移民に関し、ドゥダ大統領の招集により、ポーランド・ベラルーシ国境情勢に関する会議が国家安全保障局(BBN)で行われた。同会議には、ドゥダ大統領のほか、ブワシュチャク国防大臣、ラウ外務大臣、カミンスキ内務・行政大臣、ポーランド軍及び国境警備隊関係者等が出席した。

9日、モラヴィエツキ首相は、下院の臨時本会議で、ポーランドの国境と領土保全がこれほどまでに攻撃されているのは過去30年間で初めてであり、ルカシェンコ大統領はロシアの地位回復を望むプーチン大統領が描くシナリオの実行者に過ぎないと述べた。

同日、ジャリン報道官は、上述のような越境の試みは、今後数日間に行われるとみられると指摘した。また、8日に当該国境に連れてこられた移民は、約4,000名であると推算しており、ベラルーシに現在存在する移民の人数は、約12,000名から15,000名と見ていると述べた。

10日、国境警備隊ポドラスキエ支局報道官は、9日夜に3つの大きな移民集団がベラルーシ側からの越境を試みたが、それらは全て阻止されたと発表した。同集団の内訳として、1つは約100名の集団でクリンキ(Krynki)付近、2つ目は約200名の集団でビャウオビエジャ(Bialowieza)付近、3つ目は数十名の集団でドゥビチェ・ツェルキエブネ(Dubicze Cerkiewne)付近において、ポーランドへの越境を試みたという。

同日、国防省は、ベラルーシ当局が移民の目の前で銃を発射し、移民を脅していると思われる様子を映した動画をツイッター上に投稿した。

独立記念日の行進に関する動向【5日、9～11日】

5日、国家検察庁は、ジョブロ検事総長(法務大臣兼任)が独立記念日に際する行進を定例集会として登録することを認めないワルシャワ地方裁判所の決定を取り消すようワルシャワ控訴裁判所に要請したことを明らかにした。同日、ワルシャワ控訴裁判所は、ジョブロ検事総長による上記要請を棄却したことを発表した。

同日、ジョブロ検事総長は、上記ワルシャワ控訴裁判所の決定の取り消しを求め、最高裁判所に臨時訴状を送付したところ、最高裁判所は、同控訴裁判所への差し戻しを命じた。

9日、戦争退役軍人及び抑圧犠牲者事務所は、同事務所が主催者となることで、上記行進を公的な集会として扱うと発表した。

10日、上記行進と同時刻に同経路での集会を予定していた団体「14名の橋の上の女性達(14 Kobiet z Most)」は、予定していた集会の開催を断念すると発表した。

11日、独立記念日に際する行進がワルシャワ市中心部で開催された。報道等によると、約10万名が参加し、僅かながらアクシデントが発生したものの、基本的には静かな形で開催されたという。

警察が詐欺について注意喚起【9日】

9日、ヴァルミンスコ・マズルスキエ県警察本部は、同県における詐欺被害の件数及び被害額が他の自治体よりも大きいと指摘し、詐欺防止キャンペーンを開始すると明らかにした。同警察によると、犯罪者らは、警察や銀行員などの公的機関を名乗り金銭を騙し取り、そのターゲットとなるのが、命令には従わなければならないという義務感を持つ高齢者であると指摘した。同本部によると、そうした犯罪者らは、手続きや法律に言及し、命令に従わないと大変なことになると脅し、市民としての「義務感」を煽るとのことである。

経 済

経済政策

企業家評議会、大統領に税制改革法案の拒否を要請【5日】

企業家評議会(ポーランド商工会議所(KIG)、レヴィアタン、ポーランド雇用主連盟、ビジネス・センター・クラブ等の9つの主要経済団体で構成)は、ドゥダ大統領に対し、新たな経済社会プログラム「Polish Deal」の一環である税制改革法案への署名を拒否するよう要請した。同税制改革は、過去30年で最大規

模となっており、26法令の修正、100以上の税制改革を含んでいる。しかしながら、納税者は新制度の導入までに2か月弱の準備期間しか与えられておらず、企業家評議会はこのような大規模な改革は幅広い協議と詳細な影響分析に基づき準備され、十分な猶予期間を設けられるべきであると主張する。大統領による署名期限は11月23日となっている。

マクロ経済動向・統計

ポーランド中央銀行による経済予測【8日】

ポーランド中央銀行は、11月の月例物価上昇報

告において、2021年の物価上昇率は4.9%まで上昇する一方、GDP成長率は5.3%に達するとの

予測を示した。また、同報告によると、物価上昇率は2022年に5.8%にまで達した後に、2023年には3.6%へ低下し、GDP成長率は2022年及び2023年とも2021年よりは鈍化し、それぞれ4.9%になると予測される。

EU加盟のポーランド経済への効果【9日】

シューマン財団及びアデナウアー財団の報告によると、仮にポーランドが2004年にEUに加盟していなかった場合、平均月額賃金は現在より1,400ズ

ロチ、最低賃金は800ズロチ低かったと予測され、所得は現在の25～30%低く、EU内で最も低いとされるブルガリアと同水準であったと見積もられている。マクロ・レベルで見ると、加盟後17年間でポーランドの一人あたりGDPはEU27か国平均の49%から76%に上昇した。同報告書の作成者によると、一般的な見解に反し、EU基金が果たした役割は補助的なもので、単一市場への参加は、ポーランドへのEU基金の流入の少なくとも3倍以上の受益効果をもたらしたという。

ポーランド産業動向

ポーランド大手エンジニアリング会社、中国企業と協力協定締結【9日】

ポーランド大手エンジニアリング会社(Rafako)は、中国国家電網会社が所有するPinggao Groupと協力協定を締結した。これにより、両社は、共同入札の参加、複合的プロジェクトの実施、リソースやノウハウ

の交換のためのチームを立ち上げる。また、同中国企業は、Rafakoが契約する際、金銭的な保証をすることとなっている。今回の契約により、Rafakoは、ポーランド送電会社であるPSEとの契約を拡大することができるという。

エネルギー・環境

韓国とのエネルギーに関する協力覚書を締結【5日】

チェトヴェルティンスキ気候・環境副大臣及びナイムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、文勝焜 韓国産業通商資源部長官とワルシャワで会談し、ポーランド気候・環境省と韓国産業通商資源部との間のエネルギー協力に関する共同声明に署名した。

双方は、温室効果ガス排出量の削減に向けて、エネルギーシステムを変革する必要性と、原子力エネルギー、水素、CCS/CCU、電気自動車バッテリーなどの重要な分野での協力の可能性を確認した。両国の代表は、上記の側面を考慮してエネルギー政策を実施する一方で、研究開発の分野における包括的な協力、並びに経験や人材の交換を強化する必要性を強調した。

韓国電力会社によるポーランドにおける原子力建設計画【5日】

韓国電力会社(KHNP)は、ポーランドでの原子力発電所建設計画を発表した。同計画では、総設備容量8.4GWのAPR1400型原子炉を6基配備するとされている。同社によると、11月4日に実施された、ポーランド・韓国首脳会談でも本件について言及され、韓国政府はポーランドの原子力建設計画実現に向け、KHNPを全面的に支援することを確約した。

ポーランド、2040年代の石炭火力発電廃止に合意(COP26)【5日】

英国グラスゴーで開催されている国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)において、ポーランドは、石炭火力発電を段階的に廃止し(主要国は2030年代、その他の国は2040年代まで)、

新しい石炭火力発電への支援を終了する共同声明に署名した(ポーランドは、2040年代までに廃止するその他の国に分類。)

これに対し、NGOの専門家は、発展途上国のように振る舞うポーランドの姿勢を厳しく批判しており、あらゆる指標で、ポーランドは先進国であり、2030年代に石炭火力発電を廃止するべきであると指摘している。

他方、鉱夫たちは政府の姿勢に不満を持っており、鉱業部門やシレジアの利益、ポーランドの経済・エネルギー主権を支援するという選挙公約に反していると指摘しており、与党「法と正義」(PiS)は反EU政党のふりをしていてだけで、実際にはブリュッセルの政策を実行していると主張している。

トゥルフ炭鉱に関する動向【9日】

9日、欧州司法裁判所(ECJ)は本件に関する第1回公判を行った。気候・環境省によると、ジাজオ気候・環境副大臣はポーランド側が文書化した多くの具体的な主張を説明した。ECJのヒアリングにおけるポーランド代表のクラフチク氏は、ここ数か月以内にポーランドは譲歩に関する環境関連規定を変更したため、チェコの主張は既に無意味になっていると主張した。一方、チェコ側は最近のポーランド最高裁判所の決定は、国内法に対するEU法の優位性の原則を損なうことを指摘し、チェコはポーランドの裁判官が改正された規定にEUの解釈を適用することについて疑義があるとしている。

気候・環境省のプレスリリースにおいて、ポーランド側の申請を考慮して、トゥルフ炭鉱に関するECJの判決は2022年第1四半期に出るべきであると述べている。ECJの対応は時間がかかる可能性がある

一方、現在ポーランドはチェコ側の書面の提案を待っており、交渉の結果、合意に至った場合、関連文書は両国首相が決定することとなる。最終的に署名されたら、チェコ側はECJへの提訴を取り下げる必要があり、ポーランドは欧州委員会から科せられた数百万ユーロの罰金を回避する可能性がある。

PGEと Tauron の洋上風力発電の協力【9日】

国営電力会社PGEと Tauron は、バルト海の洋上風力発電所を建設するために共同企業を設立するため、ポーランド競争・消費者保護庁(UOKiK)に許可申請した。11月末までには、両者で契約を締結するとともに、PGEとしては国営電力会社 Enea も入れて、3社による洋上風力発電会社を設立するための協定を締結する意向があるとされる。3社による風力発電所は2030年代に建設され、Tauron と Enea にとって脱炭素化が容易となる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
 (パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
 (パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
 (マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになってきました。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】 展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所:クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewiczzerpany-papier>

【開催中】 ポーランド碁選手権大会【2021年11月11日(木)～14日(日)】

ビャウイストク工科大学にて、ポーランド碁協会主催「ポーランド碁選手権大会」が開催されます。オンライン・ライブ放送も予定されています。

開催場所:ビャウイストク市、Wydział Informatyki, Politechnika Białostocka, Wiejska 45A, Białystok

オンライン・ライブ放送: <https://online-go.com/>

詳細: <https://mp.go.art.pl/2021/pl>

【予定】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催:国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所:Zachęta – Narodowa Galeria Sztuki (ワルシャワ市、plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)